

長崎市監査公表第1号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を公表します。

令和3年2月15日

長崎市監査委員	三	井	敏	弘
同	三	谷	利	博
同	西	田	実	伸
同	山	口	政	嘉



令和2年度

# 監査報告

財務監査（工事監査）

〔後期〕

理 財 部

土 木 部

まちづくり部

建 築 部

東総合事務所

南総合事務所

北総合事務所

長崎市監査委員



## 第1 監査の種類

財務監査（工事監査）

## 第2 監査の対象

理 財 部（契約検査課、検査指導室）

土 木 部（土木企画課、土木建設課）

まちづくり部（長崎駅周辺整備室、景観推進室、東長崎土地区画整理事務所）

建 築 部（建築課、設備課）

東総合事務所（地域整備課）

南総合事務所（地域整備課）

北総合事務所（地域整備課）

今回の監査は、平成31年3月から令和2年2月までに発注したもののうち、次のとおり工事10件と業務委託4件を抽出した。

### 工 事（10件）

件 名	所 管 名
1 市道虹が丘町西町1号線道路改良工事	土木建設課
2 長崎駅周辺土地区画整理事業長崎駅西通り線道路改良工事(その5)	長崎駅周辺整備室
3 南山手地区環境整備工事(1)	景観推進室
4 平間・東地区東長崎縦貫線ほか道路改良その他工事	東長崎土地区画整理事務所
5 長崎市新庁舎建設建築工事	建築課
6 長崎市新庁舎建設電気工事	設備課
7 伊良林小学校改築管工事(2)	
8 東望海岸高潮対策工事	東総合事務所 地域整備課
9 林道大崎線地すべり災害復旧工事	南総合事務所 地域整備課
10 市道西海町64号線道路改良工事(3)	北総合事務所 地域整備課

### 業務委託（4件）

件 名	所 管 名
1 長崎市茂里町地下駐車場再整備に伴う基本・実施設計業務委託	土木企画課
2 被爆建造物点検調査業務委託	土木建設課
3 長崎駅東通り線橋梁詳細設計ほか業務委託	長崎駅周辺整備室
4 重要文化財 旧長崎英国領事館本館ほか保存修理第2期工事に伴う設計・工事監理業務委託	建築課

### 第3 監査の期間

令和2年9月1日から令和3年1月27日まで

### 第4 監査の着眼点

#### 1 主な着眼点

- (1) 計画 事前協議及び諸手続
- (2) 設計 関係法令等の適用、設計基準等の運用、設計図書の作成
- (3) 積算 積算基準の運用
- (4) 契約 契約手続
- (5) 施工 工事関係手続、施工管理、安全管理、書類管理、設計変更手続
- (6) 検査 検査関係書類
- (7) 維持管理業務 保守点検関係書類
- (8) 委託業務 委託業務関係書類

#### 2 重点項目

- (1) 設計図書に適切な施工条件が明示されているか
- (2) 受注者が行う官公庁等への届出を把握しているか
- (3) 受注者と下請業者との契約状況を確認しているか
- (4) 現場の安全対策が適切に実施されているか
- (5) 工事・業務打合せ簿が適切に取り扱われているか

### 第5 監査の実施内容

設計図書等関係書類及び現場が、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に執行されているか書類審査し、関係職員からの事情聴取及び現場実査を行った。

### 第6 監査の結果

長崎市監査基準に基づき監査を行った。

その結果、法令等に沿っておおむね適正に処理されていると認められたが、次のとおり留意すべき事項が見受けられた。

なお、軽微な事項については、口頭により指導した。

## 指 摘 事 項

### まちづくり部

#### 1 長崎駅周辺土地区画整理事業長崎駅西通り線道路改良工事(その5)

[長崎駅周辺整備室]

- (1) さく岩機を使用した構造物とりこわし工において、騒音規制法・振動規制法に基づく特定建設作業の届出をしていなかった。法令遵守の指導に留意されたい。
- (2) バックホウによる掘削の際、労働安全衛生規則に基づく作業員の立入禁止や誘導者の配置など、接触の防止について対策を行っていなかった。適正な安全管理の指導に留意されたい。
- (3) マンホールの高さ調整を追加する設計変更理由について、当初から道路計画高さを変更して発注していたが、本工事では道路計画高さを変更していないのに、本工事の道路計画高さの変更を行ったとして、実際と異なる理由を記載していた。適正な処理に留意されたい。

#### 2 南山手地区環境整備工事(1)

[景観推進室]

- (1) 作業車両を車道に設置していたが、道路交通法に基づく道路使用許可を受けていなかった。法令遵守の指導に留意されたい。

### 東総合事務所

#### 1 東望海岸高潮対策工事

[地域整備課]

- (1) 現場事務所設置の借地費用について、共通仮設費率に含まれているが、借地している下水処理場の敷地を、無料で受注者に使用させていた。適正な処理に留意されたい。
- (2) 夜間の作業時に、作業車両を車道に設置していたが、道路交通法に基づく道路使用許可を受けていなかった。法令遵守の指導に留意されたい。

## 監査委員の意見

監査結果の報告に添えて監査委員として次のとおり意見を述べる。

### 1 決裁終了後の文書の修正について

今回の監査した工事の変更伺いで、決裁終了後に他課からの設計変更理由の修正指摘により、設計変更理由の大幅な修正が行われているものがあった。

決裁終了後の文書の修正について、決裁の趣旨に鑑みて変更内容に応じて決裁した者に報告をして文書の修正を行うべきである。今回は、工事の変更伺いの内容が変わらないと判断し、決裁した者に報告しないで決裁終了後の文書の修正を行っていた。

国においては、内閣府が決裁の修正手続に関して、各省庁に対し修正が必要な場合は、新たな決裁を取り直すこと等のルール化を求めているところである。

決裁終了後の文書は、行政機関の意思決定の内容を記録して表示した文書であるため、決裁終了後の文書の修正については、適切な処理に努められたい。